

# 平成24年第1回教育委員会

## 臨時会会議録

平成24年2月15日

東久留米市教育委員会

## 平成24年第1回教育委員会臨時会

平成24年2月15日午後1時00分開会

まろにえホール（生涯学習センター）2階 集会室5

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
  - (3) 諸報告
    - ① 「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」について
    - ② その他
- 

### 出席委員（5名）

委員 長	榎 本 隆 司	第一職務代理	井 上 敏 博
第二職務代理	矢 部 晶 代	教 育 長	永 田 昇

### 欠席委員（1名）

委 員	松 本 誠 一
-----	---------

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	荒 島 久 人	総 務 課 長	東 淳 治
指 導 室 長	片 柳 博 文	生涯学習課長	山 下 一 美
学校適正化等 担当課長	師 岡 範 昭	学 務 課 長	稲 葉 勝 之
図 書 館 長	高 梨 顕 彦	統括指導主事	末 永 寿 宣
指 導 主 事	間 嶋 健	指 導 主 事	大久保 順 子

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴	庶 務 係	小野塚 将 志
---------	---------	-------	---------

### ◎開会及び開議の宣告

(午後1時00分)

- 委員長 これより平成24年第1回教育委員会臨時会を開会する。本日は松本委員が欠席であるが定足数を満たしているので会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。
- 

### ◎会議録署名委員の指名

- 榎本委員長 日程第1、会議録の署名委員の指名について。本日は4番井上委員にお願いする。
- 

### ◎会議録の承認

- 委員長 12月16日に開催した第12回定例会の会議録については既にご確認いただいているので、よろしければ承認をいただきたい。異議なしと認め会議録は承認された。

本年1月18日に開催された第1回定例会の会議録については、後ほどお配りするのでご確認いただきたい。

---

### ◎公開しない会議の宣告

- 委員長 「議案第12号 市立学校の校長及び副校長の人事の内申について」は人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。なお、議案第12号の審議に当たっては、事務局から、教育部長、指導室長、総務課長以外の職員は一時退席させていただきたいとの申し出があるので、そのようにさせていただく。
- 

### ◎会議の進め方

- 委員長 本日の議事の進め方であるが、これまでは「諸報告」に入る前に、「その他」の項目を設けて、各委員から何かあればお出しいただくことになっていた。しかし、前回話題になったように、今回から「その他」を日程から取り、各委員から何かあれば「諸報告」の中でご発言いただくことに変更させていただきたい。

なお、取り上げたい内容がいわゆる報告ではなく、提言したいという場合、または議案とすべき内容が出てきた場合には、今後は、臨時会なりを招集させていただくことになる。そのような運び方を今後とらせていただくことに賛成の委員の挙手を求める。全員賛成であり、今後そのように進めさせていただく。

---

### ◎傍聴の許可

- 委員長 傍聴の方はいらっしゃるか。

○総務課長 いらっしゃる。

- 委員長 人事案件終了後にお入りいただくこととしたい。

(公開しない会議を開催)

(公開しない会議を閉じる)

---

## ◎諸報告

○委員長 日程第3、諸報告について。「①『東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告』について」に入る。事務局から説明を求める。

○図書館長 一昨年、「市民と共に歩む図書館をめざして—東久留米市立図書館のめざすもの—」という報告書をまとめ、教育委員会に報告した。その内容を具体的に進めるためにどのような方法が考えられるかについて庁内で検討を進めてきたが、このたび「東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告」がまとまった。

市の社会教育施設のあり方については平成19年2月に「東久留米市社会教育施設のあり方に関する検討委員会」の報告があり、その中でも図書館について触れている。そこでは「図書館の今後のあり方については他市の動向を注視しながら、市民サービスの向上、効率的運営に向けてどのような運営方法が望ましいのか、広い観点から検討を進めていく必要がある」という内容になっている。

その後、平成21年3月に「第三次東久留米市行財政改革基本方針 行財政改革プラン（改訂）」が出され、図書館の管理運営に関するアウトソーシング導入への取り組みが、目標として設定された。現在の計画である「第4次行財政改革基本方針・行財政改革アクションプラン（改定版）」の中では地区館の新しい体制による図書館運営の実施が示され、これを受けて検討を進めてきた。

報告書の1ページからご覧いただきたい。ここには「市民と共に歩む図書館をめざして」の中でうたわれていたものを、改めて打ち出している。市民と共に歩む図書館をめざすための「1 図書館の基本理念」としては、地域を支える図書館を目指していくこと。「2 地域社会と図書館」のかかわりとしては、（1）図書館はまちの情報拠点である、（2）市民とのパートナーシップをとっている、（3）図書館は生涯学習の中核施設であること、などである。また、「3 図書館のはたらき」としては11項目が挙げられ、これを受けて8ページの「Ⅲ 今後の取り組み」のとおり現状と課題を整理し、今後どのように図書館を持つていくのかについては市の第4次長期総合計画などを踏まえ、5項目を示している。「1 市民ニーズに合ったサービスの向上」では、さまざまな利用者からの要求に応えていくには何が必要なのかを示している。例えば、インターネット利用環境をつくる、ホームページの充実を図るなどである。「2 資料・蔵書の充実」では、図書館は「資料」が重要な要素であるため、これを充実していくことは図書館にとっても普遍的な重要事項である。なお、図書館は1館だけでサービスが完結できるものではなく、国会図書館や都立図書館、あるいは近隣の図書館、多摩地区の図書館などとも連携しながらサービスをしていくことが挙げられる。さらに、図書館の責任として取り組むこととしては、文化財や文書管理など所管課が管理している保存期限のある資料のうち、処分対象になったものの中から、市として歴史を振り返るに当たって重要となるような資料を保存することを考えていく必要があるだろうと述べている。本市には文書館的なものがないため、担えるのは図書館ではないかということである。「3 すべての市民に学習機会を提供」では、高齢のためや障害があるために図書館に行かれない方、日本語が読めない方などにいろいろな情報を知っていただくため、図書館はそういった方々をもサービスの対象とする必要があると考えている。23年度で5年間の計画期間が終了する「東久留米市子ども読書活動推進計画（第1次）」に続いて、第二次の

計画を策定し、学校や地域と連携しながら子どもの読書環境について考えていく必要があると考えている。「4 市民の交流の場としての図書館」では、図書館は生涯学習の拠点であり、地域のコミュニケーションの場としての役割があるのではないかと述べている。当然、本や雑誌などの情報を介してであるが、そういう場を提供する役割が図書館にはあるだろうということである。「5 図書館運営への市民参加」では、これまでは図書館が本や資料を提供してそれを利用してもらうことが一般的であったが、最近では市民に図書館の運営に関してご意見をいただいたり、あるいは図書館友の会などからは「図書館と一緒にいろいろな行事に取り組みたい」というご要望があるため、これから積極的にかかわっていく必要があるのではないかと考えている。これらは図書館として、すぐにでも取り組んでいかななくてはならないとしている。

これらを実現していくために、10ページでは「IV 新たな図書館の運営」ということで、「1 実現の方向性」「2 中央図書館の運営」「3 地区館の運営」「4 効率的な運営と経費配分の見直し」の4項目で述べている。

これまで、図書館の大きな役割としては「蔵書」が非常に重要なものであるとしていた。最近では開館時間の延長も強いご要望であるため、1月23日から、平日は午後6時までの延長、中央図書館では毎週水曜日と木曜日は午後8時まで延長し、利用していただいている。しかし、そういうサービスを進めていく一方、図書館も市の施設であるため、効率的な運営を目指すというところでは経費の節減にも配慮する必要がある。図書館の基本理念や市民の要望等に応えながら、経費節減を図っていくにはどのような方法があるのか検討委員会で話しあってきたところ、「民間活力の活用、いわゆるアウトソーシングをする必要があるのではないか」ということになった。

どのように取り入れていくのかについては、中央図書館と地区館とを二つに分けて考えた。中央図書館は図書館の中核であるため「知ること、学ぶこと」をすべての市民に保障するという使命があり、また、生涯学習の拠点でもあるため、中央図書館については当面、現状のまま運営していくこととするが、図書館全館に配置している専門職を中央図書館に集め、機能を強化することを考えている。地区館については“地域に根差した図書館”ということで、地域ごとの特性を吸収しながら運営しているため、逆に、ご意見等にスピーディーに対応できるような体制が良いとし、いろいろなノウハウを持っている団体へのアウトソーシングを考えた。アウトソーシングの方法には何種類かある。当初は業務委託なども考えたが、実際、業務委託は職員の構成が市と委託事業者との混在になるため連携がうまくいかない懸念もあり、「地区館そのものの運営は全て任せる」という市の考え方によって、いわゆる指定管理という方法が良いのではないかと判断した。ただし、そのためには、地域に根差した運営を行うことを重要なこととして考えていく必要があるとしている。図書館の大事な業務には「選書」という資料を選ぶ仕事があるが、これは中央図書館が責任を持って行っていくとしている。ただし、地区館の資料に関しては指定管理にした場合、指定管理の業者にある程度裁量を与えるため、基本的には地区館で行ったことを最終的に中央図書館で承認するという方法がとれると思っている。それ以外の運営内容についても市の図書館として運営していくことには全く変わりはないので、「連携」ということについては、常日ごろから連絡のとれる体制をしっかりと確立していく必要があるとしている。「3 地区館の運営」でも述べているが、「地区館は、今後も中央図書館とともに市立図書館としての図書館運営を行って

いく。地区館の運営に関しては市の文化が継承されるよう、中央図書館がその運営を評価する。「個人の思想・信条にかかわる読書や個人情報扱う図書館では、プライバシー保護に十分配慮した運営を行うことに変わりはない」と、この点を押さえていく必要がある。「4 効率的な運営と経費配分の見直し」では、市民のニーズに応えながらも経費を削減していく必要があるとし、指定管理を行うことにより経費の節減を図り、節約できた部分を図書費等に充てていければと考えている。

最後の「V おわりに」では、図書館の将来あるべき姿について述べている。市のアーカイブス機能、つまり、歴史的に保存する必要があるものについて保存していく機能が必要であり、また、学校図書館とのネットワークなどもこれからも進めていく必要があると思っている。

なお、最近、利用される方から要望が出ているのは、「滞在型図書館」とわれわれは言っているが、図書館で長時間過ごされる場合の環境を整えてほしいということである。これまでの主流は本を借りて持ち帰って読まれるというスタイルであったが、最近は図書館で長時間過ごす方がおいでになる。なかなか貸出数に結びつかないのは、本は借りないが新聞なり雑誌なり、または本を読みながら有効に時間を過ごすという利用方法が増えているからだと思われる。議会からも、そういった方たちが一日過ごせるような空間にできないかという要望が出ており、現在の中央図書館の施設の中でどういうことができるのかを考えていきたい。以上のようなことをまとめたものが、今回の報告書である。

次に資料2の「『東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告（案）』に関するパブリックコメントの意見及び検討委員会の考え方について」をご覧ください。この報告書（案）が出たので、1月から2月にかけて、市のホームページ、市政情報コーナー、図書館等で閲覧してもらい、それについてのパブリックコメントを募集したところ、11人の方からご意見をいただいた。ご意見としては「アウトソーシングが有効であるという根拠が不十分である」「（図書館は）中央図書館と地区館が一体でネットワークをつくる組織であるが、それを維持できるのか」「中央図書館と地区館の運営とを明確に区別したのは良いと思う。滞在型利用ができる図書館にしてほしい」「『図書館とボランティアとの協働』がうたわれているが、アウトソーシングされた場合はどうなるのか」「『学校等や市内の事業所、市役所との連携を持ち、継続して運営する体制』と言っているがアウトソーシングにはなじまないのではないか」「報告書の項目のⅠからⅢまでは良いと思うが、これを『民間活力の活用』で実行できるか疑問だ」「公共サービスは何を守らなければならないのか、どこを目指さなければならないのか、報告書で示す旗印と現実のギャップを強く感じざるを得ない」「指定管理者ではなく、直営で専門職の職員による運営を」などがある。

これに対する市の考え方としては、「市立図書館の運営管理については一部アウトソーシングを導入しても、一元管理やサービスの標準については市立図書館として市が全体の運営管理に責任を持つことに変わりはない。中央図書館の機能強化や地域のニーズに合わせた地区館の運営など、今後とも、市立図書館の設置目的に沿った運営を行っていく。地区館への導入に当たっては指定管理者との連携体制に力を入れ、その後の指定管理者の評価や検証を行う。また、公平で公正なサービスの提供やプライバシーの保護等、公共性が損なわれることのないよう運営していく。今回いただいたさまざまなご意見やご提言、ご提案を今後の図書館行政への参考にさせていただきたい」としている。

続いて、資料3の「『東久留米市立図書館のあり方に関する検討委員会報告（案）』（平成24年2月）に対する意見」をご覧いただきたい。提出者である市立図書館協議会は館長の諮問機関であると同時に、図書館のサービスについて意見を述べる機関であるが、3点のご意見をいただいた。「1 指定管理者制度は公立図書館にはなじまない」として、図書館法では公立図書館は教育委員会が設置して管理運営することを定めているので、民間の団体に委ねるといふことはどうなのかということである。「2 指定管理者制度のデメリットの検討を」として、指定管理者制度のデメリットをしっかりと検証したのかと述べられている。指定管理者制度にはメリットとデメリットがある。立川市では地区館が指定管理制度の下で運営されて1年経つが、おおむね好評であるという報告が出ている。デメリットについて、報告書では「契約であるため期間が決められているので継続性が求められる図書館のサービスとしてはどうなのか」とし、きちんと考えて行く必要があると述べられている。「3 教育文化に対する市行政の責任」では、図書館をアウトソーシングするということは、市として教育文化に対する責任を放棄するものではないか、と述べられている。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 11人からパブリックコメントをいただいた。重複している意見の中で、多数がお持ちなのではないかと推察される意見があれば伺いたい。

また、この中には期待できるというご意見がある反面、不安や危惧するご意見もあるがどのように考えているのか。

○図書館長 ご意見の中で多かったものは、「アウトソーシングに対して不安がある」「もし実施するとしても慎重にしてほしい」「行革アクションプランの中で平成25年という数字が出ているが性急過ぎるので、もう少し慎重に考えた方が良いのではないか」という内容である。

○委員 不安に感ずるといふ内容について伺いたい。

○図書館長 「アウトソーシングについて不安を感じる」といふことは一般的に言われており、われわれも十分認識している。これについては受託業者との連携を図り、あくまでも市の図書館として基本に沿った形で運営してもらうことについて、十分打ち合わせしていく必要があると考えている。

○委員 23区における導入実績を見ると、半数の10区で実例がある。私は「休館日が減って開館日が増え、開館時間が延長している」ことを重視したいと思う。基本理念の中でも「市民と共に歩む図書館」としているとおおり、一日も多く開館して、仕事から帰って調べものをしたい方、あるいは調べ物をしたい高校生や大学生などにも、もう少し開館時間が長ければ対応できる。

図書館をもっと利用できないのかと考えた時、現在の公務員制度を基にした運営では限界があると思う。今回、検討委員会で方向性を出してもらったが、知識を重要なものとして社会が動いている以上は検討していくべきである。その上で、働いている職員にあまり不利益がないよう、基本的には市と一体になっていろいろ検討していただくとして、この方向性に賛成したい。

なお、報告書のまとめ方であるが、「V おわりに」や地区館の運営の記述のところ、23区の導入事例についての一定の評価、「指定管理者になれば将来に向かってこういう有益な点がある」ことを述べたほうが、市民に分かりやすかったのではないか。

○委員長 本日はここまでとし、次回の2月の定例会で再度この問題を取り上げさせていただきたい。

○教育部長 この報告書は教育長に内部検討委員会から出されたものであり、3月議会の初日に行政報告を行うことになっている。今後はこの報告書の方向に基づいて、委員のご指摘も踏まえ、地区館を新たな形で運営していくための準備を進めていきたいと考えている。

○委員長 その行政報告に向けての話し合いの場として、今度の定例会で間に合うのか。

○教育長 これは検討委員会による報告書であるため、内容は決まったものである。議会には、「こういった検討委員会の報告がまとまった」という報告になる。なお、この報告書については既に素案の段階から委員にはご説明しており、また、行革プランをご説明する際にも話をしていると思う。

しかし、委員からこの報告書について根幹にかかわることでご意見があるのであれば、議会前に協議会または臨時教育委員会を開かせていただきたい。ただし、報告書の内容自体は、教育委員会がどうこう言って変更できるものではない。なお、今後、教育委員会に指定管理者の指定を図る条例改正の議案を上程してお諮りするが、それ以前は「報告」になる。

○委員長 議会初日の行政報告は行っていただき、次回にも質疑をさせていただきたい。この件については以上にとどめる。

○総務課長 この月曜日に発生した火災の報告については、別の機会に行う。

○教育長 後ほど、電話なりファックスでお送りする。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長 これをもって平成24年第2回教育委員会臨時会を閉会する。

(午後2時12分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年2月15日

委員長 榎本 隆 司 (自 署)

署名委員 井 上 敏 博 (自 署)